

千葉市校長会ホームページ運用規定

(総 則)

第1条

この規定は、千葉市校長会のホームページ（以下「ホームページ」）の運用について、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条

ホームページは会員への情報を迅速・正確に提供するとともに、本会の活動内容を公開し、保護者・市民・地域や関係機関等に活動への理解と協力を得ることを目的とする。

(管理者)

第3条

ホームページを適切に管理・運営するため、千葉市校長会の会長をホームページ管理者（以下「管理者」）とする。

- 2 管理者は、ホームページを運用するため、ホームページ運用責任者（以下「責任者」）を置き、千葉市校長会の広報委員長を充てる。
- 3 管理者は、ホームページを運営するため、広報委員会にホームページ担当を置き、ホームページの運用・更新を行う。

(掲載内容)

第4条

ホームページには、次に該当するものは掲載しない。

- (1) 法令及び千葉市個人情報保護条例に違反又は違反の恐れのあるもの
- (2) 第三者を誹謗、中傷するもの
- (3) 第三者に不利益を与えるもの
- (4) 政治的活動、宗教的活動及びこれらに類するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 第2条に掲げる目的に反するもの
- (7) その他管理者がホームページにふさわしくないと認めるもの

(安全管理)

第5条

ホームページの安全対策に万全を期すとともに、不正侵入及び改ざん等を発見した場合には、管理者に報告するとともに、サービスを停止する等の対策を迅速かつ適切に行う。

(著作権)

第6条

ホームページへ掲載した記事及び写真の著作権は、千葉市校長会に帰属し、掲載記事・写真等の無断転載を禁止する。

(補 則)

第7条

この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(附 則)

本規定は、平成28年10月21日から施行する。